

[事案 23-186] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

申込手続きにあたり、募集人から不告知教唆があったことは問題だとして、契約取消しと保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 9 月に契約した定期付終身保険の申込手続きにあたり、一昨年てんかんの発作があったこと、現在も薬を服用していることを募集人へ伝えたところ、募集人は上司と連絡をとったうえで、「聞かなかったことにする」と述べ、告知書の書き方について指示をした。本契約は問題がある契約であり、契約を取り消し、初回保険料（契約は失効しており、実際に保険料を支払ったのは初回分のみ）を返してほしい。また、募集人は、不告知教唆をした事実を認めていないが、その発言を撤回してほしい。

<保険会社の主張>

申立人の主張する募集人の言動について、募集人及びその上司に確認し、三者面談を実施するなどして事実確認に努めたが、申立人が主張するような事実は認められなかった。

しかしながら、契約手続の経緯について再検討した結果、保険証券の発送後すぐに契約取消しの申出がされており、お盆を含む支部シャッター期間を考慮すると、クーリングオフ相当として契約を取消すのが妥当であると判断したため、裁定審査会申立ての後となったが、申立人の請求どおり、契約を取消し、初回保険料を返還した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、申立契約を取消し、保険料の返還を申し出ているところ、保険会社は、この申し出をもって、クーリング・オフ相当とみなし、契約取消の措置を実施し、平成 24 年 1 月に既払保険料を返還している。
- (2) したがって、申立人の請求のうち、申立契約の無効確認（正確にはクーリング・オフによる契約の解除であるが、効果は同じ）、および既払保険料の返還の 2 点は、すでに実現されている。
- (3) 残る請求は、不告知教唆の事実を否認する募集人の発言の撤回となるが、このような事実行為を求める請求は、法律上の根拠がなく（訴訟でも認められない）、裁定審査会も、募集人に対して、発言の撤回というような事実行為を強制する権限を有していない。